

医療分野に特化した

専門チームが全面的にサポート

0から考える

医療承継



医業承継

地域医療を継続するために いまわたしたちができること

地域医療の継続につながる医業承継対策はできていますか？出資持分のある医療法人であるが故に、相続税がネックとなり医療法人の存続が危ぶまれるといったケースが多く見られます。後継者を見つけることはもちろん大切ですが、出資持分なしの医療法人への移行を検討するなど、医業承継について今一度考えてみませんか。

わたしたちが選ばれる3つの理由

01 全国90拠点以上の幅広いネットワーク

当社は日本最大規模の拠点を持つ辻・本郷税理士法人グループの医療専門コンサルティング会社です。グループの強みを活かし全国規模で対応いたします。各地域の情報やきめ細かい対応、お客様の状況に応じた専門別の連携を組織力でバックアップすることができます。

02 ライフステージに応じた医業経営のご提案

医院開業⇒医療法人化⇒医業承継という医業経営に関する一連のライフステージに応じて、適切なアドバイス、コーディネートを行います。それぞれのステージに応じて、資金のご相談、行政手続き、財務分析などのご支援を通じて、医師がその地域で向かい合う患者さんや臨床に専念できるよう、信頼していただけるパートナーを目指しています。

03 「専門力」と「現場力」でアドバイス

公認会計士、税理士を中心に数多くの医業支援に携わった経験豊富な専門家が、長年培ってきたノウハウをもとに適切且つ中立的なアドバイスやプランをご提供いたします。個人クリニックから医療法人、総合病院まで支援実績が多数あります。

主なご支援内容

こちらを
ご案内します

社会／特定医療法人移行支援

一定の要件を満たせば、出資持分のない医療法人の中でも税制上大きな優遇措置のある医療法人へ移行することが可能です。

認定医療法人制度活用支援

出資持分のない医療法人への移行を、事前の準備段階から各種申請、移行後のフォローまで、全面的にサポートいたします。

医療法人M&A支援

事業承継対策について考えてみませんか？経験豊富な担当者が、医療法人様それぞれの実情に沿って丁寧にサポートいたします。



医療法人の将来は

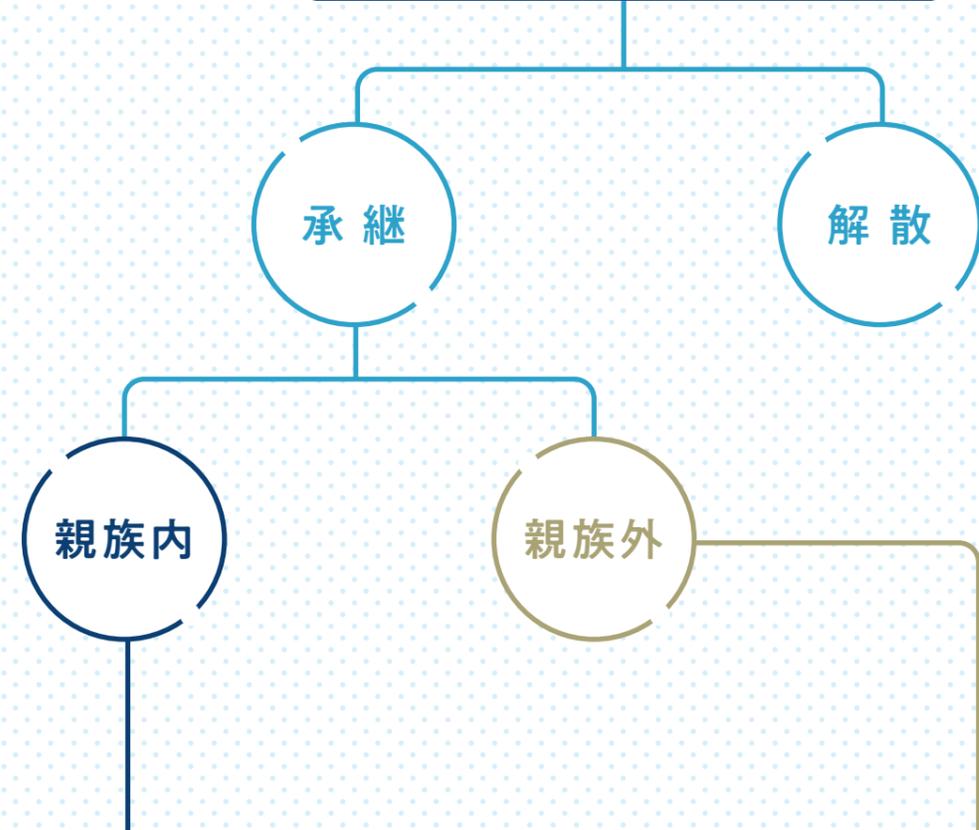
どのようにお考えですか？



院長が高齢などにより医院の継続が難しくなった場合、最初に考えられることは院長の子どもや妻・兄弟による親族内承継です。しかし、子どもが医師であっても跡を継がないケースが増え、親族外承継の選択肢も増えています。

まずはどのパターンを将来想定しているのか、フローから選び改めて考えてみましょう。本郷メディカルソリューションズでは、お客様に寄り添い最適な承継方法をご提案しています。

出資持分ありの医療法人は
将来、どのようにお考えですか？



非同族経営

移行 社会医療法人

- ✓ 出資持分の放棄により財産権なし
- ✓ 支配権・経営権の希薄化（同族社員、同族理事は1/3以下）
- ✓ 救急医療等確保事業の実施の他、各種要件あり

移行 特定医療法人

- ✓ 出資持分の放棄により財産権なし
- ✓ 支配権・経営権の希薄化（同族社員、同族理事は1/3以下）
- ✓ 国税局による実地調査の他、各種要件あり

同族経営

現状維持 持分あり医療法人

- ✓ 財産権が維持可能
- ✓ 同族経営による支配権が維持可能
- ✓ 多額の相続税が発生（納税資金の確保が必要、どのように相続させるかの検討が必要）

移行 持分なし医療法人

（認定医療法人制度を利用しない場合）

- ✓ 出資持分の放棄により財産権なし
- ✓ 同族経営による支配権が維持可能
- ✓ 医療法人に贈与税が発生

移行 持分なし医療法人

（認定医療法人制度を利用する場合）

- ✓ 出資持分の放棄により財産権なし
- ✓ 同族経営による支配権が維持可能
- ✓ 認定要件を充たせば医療法人に贈与税の課税なし

認定医療法人制度
移行支援パンフレット
ご用意しています



親族外承継 (M&A)

第三者承継

本郷メディカルソリューションズでは、第三者承継についても取り扱っています。パンフレットのご用意や担当よりご案内を行っていますので、以下ようなお悩みが解決可能です。

- ✓ 承継する財産（不動産、医療機器、営業権など）はいくらで売却するか？
- ✓ 承継する不動産を賃貸する場合の金額は？
- ✓ 医療法人出資持分の評価額は？ スタッフはどうするのか？

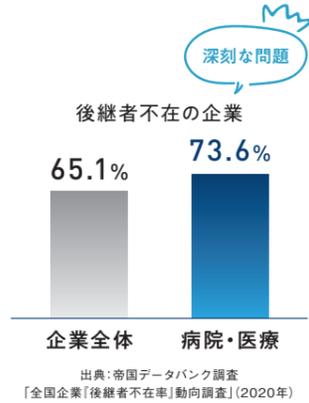
出資持分あり医療法人の医業承継 4つの問題点



POINT

01 後継者は決まっていますか？（後継者問題）

病院・クリニックの承継相手は国家資格を有する医師に限られるため、一般的な企業に比べて承継相手を探すのが難しい現状です。帝国データバンクが2020年に行った「全国企業『後継者不在率』動向調査」によると、後継者不在の中小企業は全国で65.1%にも上ります。その中でも、「病院・医療」は73.6%です。さらに詳しくみると、無床診療所や歯科診療所では約9割、有床診療所や老人保健施設では約8割が後継者不在。地域医療を継続するためにも、後継者を確保することは重要な課題です。



POINT

02 社員総会の承認は大丈夫ですか？（支配権問題）

医療法人の最高意思決定機関は社員総会です。社員総会は一一般的に3人以上の社員をしっかりと確保する必要があります。医療法人の経営を行う理事、監事の選任や解任を行うのも社員総会です。総社員の過半数が出席した総会において出席者の過半数が承認することにより議題が可決されます。そのため、社員の過半数を掌握し、経営権・支配権を保持することがとても重要です。社員総会の議事録は顧問税理士に任せているが、『うちの医療法人の社員は誰！？』とならないように抑えておきましょう。



「出資持分あり」とは？

出資持分とは、出資者が出資額に応じて医療法人に対して有する持分割合＝財産権のことです。仮に医療法人に1億円のお金がある状態で、引退などにより解散した場合、その1億円は設立した先生の財産になります。出資持分のある医療法人ではもともとのお金をだした出資者に対し、出資割合に応じて法人に残った財産が戻ってきます。
※配当所得としての所得税がかかります。

POINT

03 承継させる出資が明確ですか？（出資問題）

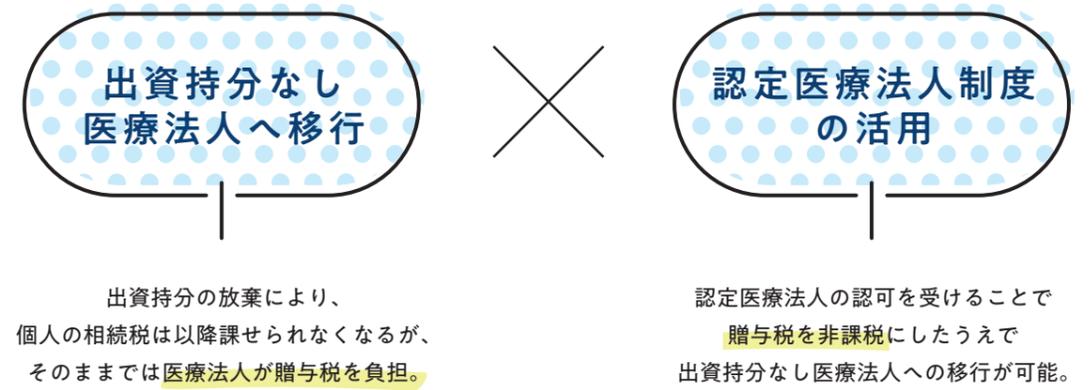
財産権である医療法人の出資持分は相続税の対象となるため、相続税を支払わなければなりません。出資持分のある医療法人の最大の特徴は、平成19年3月31日以前に設立した医療法人です。出資持分については平成19年4月1日に医療法が改正され、この第5次医療法改正により、平成19年4月1日以降に設立した医療法人は出資持分なしという扱いになりました。出資持分があるということは平成19年3月31日以前に設立した医療法人ということになります。出資持分を誰が持っているかを正確に把握しておくことは医療承継をスムーズに行うためにも重要です。



POINT

04 不公平感のない相続ができますか？（相続問題）

実際の相続では、医療法人の出資持分以外にも様々な財産があり、相続人も一人とは限りません。医療法人の後継者を決めるだけでなく、どの財産をどの相続人に引き継いでもらうのか、公平に分けるためにはどうしたらよいか、などを総合的に考えなければなりません。また、出資持分あり医療法人の場合には、医療法人の財産状況によっては出資持分の評価額が高額となる可能性があります。出資持分の評価額が高額となると、相続財産全体の価額を引き上げることになり、相続税の負担も増えることとなってしまいます。スムーズで無理のない医業承継を実現するためには、「出資持分なし医療法人」への移行を検討するとともに、「認定医療法人制度」を活用することがポイントになります。次のSTEP.03で認定医療法人制度について解説します。



STEP.02

出資持分を持つことによる大きな負担 デメリット



POINT
01

個人負担 相続財産となり課税されます

「出資持分」は相続財産となります。非上場会社とほぼ同じ評価となり、相続税が課税されます。

※税法上は有価証券扱いになるため、譲渡が可能です。これは持分なしの医療法人にはありません。売買を行うと売買金額の20.315%の譲渡税が課税されることがポイントの1つになります。



相続税の「金庫株特例」と「取得費加算」の特例がありません

株式会社の株式とは異なり、「金庫株特例」とそれに伴う「取得費加算特例」がありません。非上場の株式会社の株式では恩恵がある制度ですが、出資持分にはありません。医療法人の持分について払戻しの請求があった場合、譲渡とは見なされず「みなし配当所得」として其他所得と合わせて多額の税金（最大55%）がかかります。

POINT
02

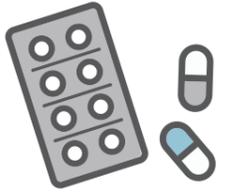
法人負担 出資持分に起因する経営リスクを常に抱えることとなります

出資者から払戻請求されるリスクや、出資者に相続が発生し相続人から払戻請求されるリスクがあります。例えば、1人100万円を元手に3人で医療法人を立ち上げ、数十年後に立ち上げた者が1人退社したとします。その際、医療法人に3億円の財産が残っていた場合、3人で均等に割るため1億円を戻す必要があります。1億円を戻すことで運営に大きな支障をきたす可能性があります。また、出資者全員が出資持分を放棄すると医療法人にみなし贈与税が課税されることがあります。



STEP.03

認定医療法人制度を活用して負担を解決！



POINT
01

認定医療法人を利用して、負担なく出資持分を放棄できます

個人の出資者であれば、放棄したら以後相続対策は不要になります。しかし、出資者の全員が放棄して「持分なし医療法人」に移行を行う場合、医療法人が「人」と見なされて贈与税を納める必要があります。この贈与税を防ぐことができるのが、「認定医療法人制度」です。この制度を活用すると、医療法人が贈与税を納める負担をなくすことができます。

POINT
02

認定医療法人のメリット・デメリット

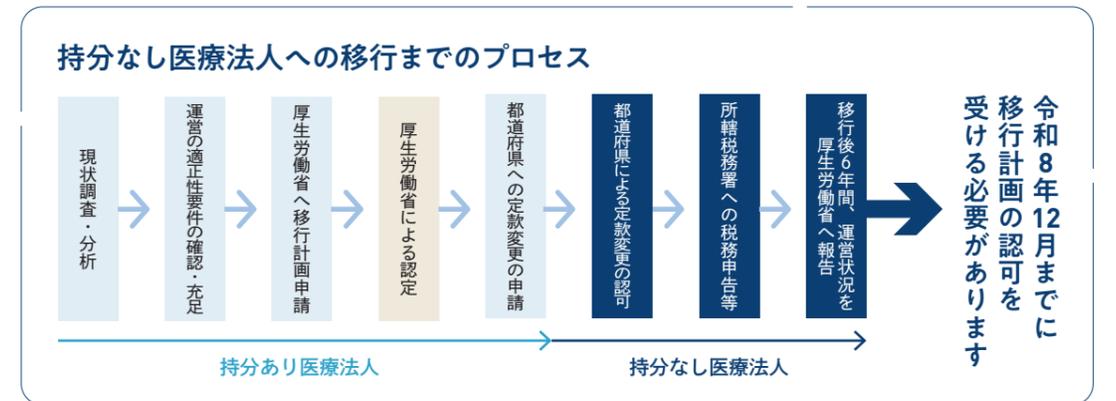
メリットとデメリットをまとめておきましょう。

認定医療法人 メリット

- 1 同族経営を維持したまま、医療法人が贈与税を課税されることなく、持分なし医療法人への移行が可能。
- 2 出資持分について相続税が課されなくなる。
- 3 医療法人が出資者から払い戻し請求を受けることがなくなる。

認定医療法人 デメリット

- 1 役員に対する報酬などが不当に高額にならないような支給基準を定める必要がある。
- 2 出資持分の払い戻し請求権がなくなるため、医療法人に多額の余剰金があっても請求できない。
- 3 残余財産分配請求権がなくなるため、医療法人が解散したときの残余財産は国などに帰属してしまう。



いま認定医療法人でなければこのようなことが起こる！？

過去の事例に基づく 医療法人ごとの承継パターン



認定医療法人を検討せずに「相続」が発生するとどんなことが起こるでしょうか。出資持分あり医療法人のために、相続税がネックとなり医療法人の存続が危ぶまれるといったケースが多く見られます。出資持分なしの医療法人への移行を検討するなど、医業承継について今一度考えてみませんか？豊富な事例をもつ本郷メディカルソリューションズならではの的確なアドバイスが可能です。

パターン 共通条件

条件1

医療法人の出資持分を持つ出資者（理事長）に相続が発生

条件2

出資持分の評価額（前提条件 税務上の大会社）

- ① 類似業種比準価額：10億円（相続時に使用する評価額）
- ② 時価純資産価額：20億円

条件3

相続対象財産は14億円

内訳：出資持分10億円・現金4億円

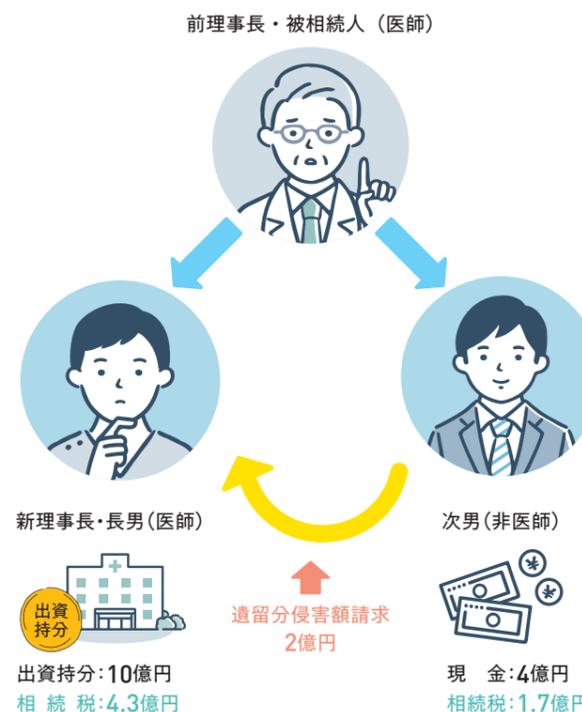


※その他の各パターンの条件は別途記載しています

CASE.01

「遺留分侵害額請求訴訟」を起こされた場合

出資持分あり



遺留分2億円を請求された

長男で医師の新理事長が出資持分を10億円相続し、非医師の次男は現金4億円を相続した。次男が出資持分の評価額は条件2-②「時価純資産価額（20億円）」に基づくべきとして、遺留分6億円と現金4億円との差額、2億円を請求した。

遺留分侵害額請求額
(20億円×1/4+4億円×1/4) - 4億円=2億円

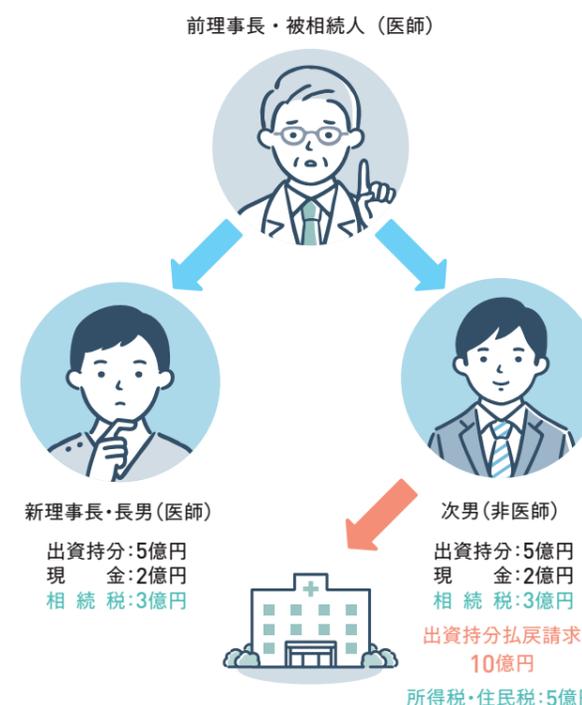
追加条件

- ① 法定相続人は医師の長男・非医師の次男2人
- ② 医師の長男医師に出資持分を遺贈
- ③ 非医師の次男非医師に現金を遺贈

CASE.02

全ての財産を均等に相続させた場合

出資持分あり



出資持分払戻請求で10億円を請求された

長男で医師の新理事長と非医師の次男はそれぞれ出資持分5億円、現金2億円を相続した。しかし、非医師の次男が出資持分の評価額は「時価純資産価額」に基づくべきとして、医療法人に対し10億円の出資持分払戻請求を行った。

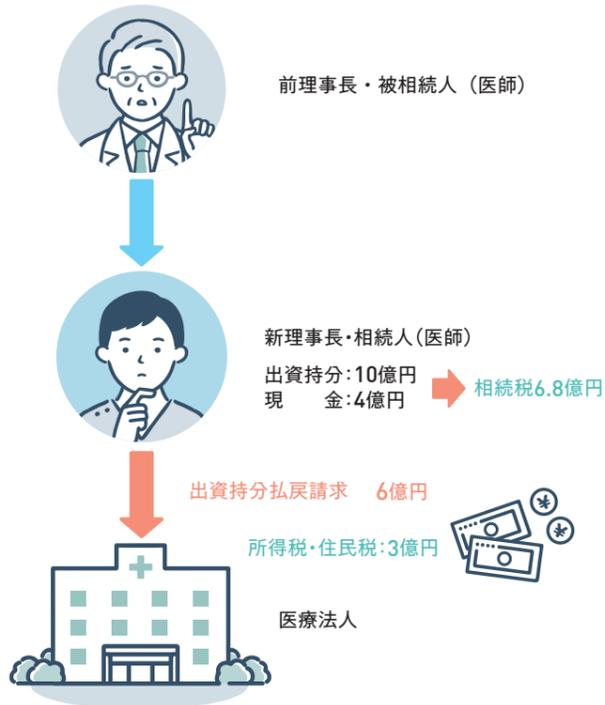
出資持分払戻請求額
20億円÷2=10億円

追加条件

- ① 法定相続人は医師の長男・非医師の次男2人
- ② 全ての財産を均等に遺贈

CASE.03
後継者が一人の場合

出資持分あり



納税資金確保のため6億円請求された

長男で医師の新理事長が出資持分を10億円と現金4億円相続した。しかし、相続税には6.8億円必要となり、納税資金確保のため医療法人に対し6億円の出資持分払戻請求を行った。

追加条件

- ① 法定相続人は医師の長男1人
- ② 相続税は6.8億円
- ③ 6億円の出資持分払戻請求を行った。

CASE.04
相続発生後に認定医療法人・持分なしへ移行した場合

出資持分なし

認定医療法人



相続税が6.8億円から2.2億円へ減税

長男で医師の新理事長が出資持分10億円と現金4億円を相続した。しかし、相続税が6.8億円となるため、持分を放棄して持分なし医療法人へ移行することを決め、相続税の申告期限までに認定医療法人の認定を受けることができた。結果、6.8億円の相続税が2.2億円に減額され、医療法人も問題なく継承することができた。

※相続税は、相続発生時にあった出資持分の10億円も含まれた税率で計算されることに注意が必要。

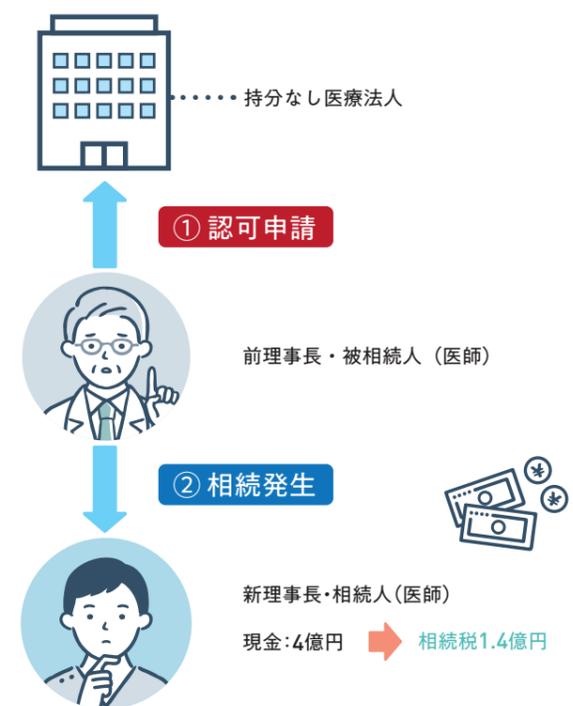
追加条件

- ① 法定相続人は医師の長男1人
- ② 相続発生後10か月以内に認定医療法人認可
- ③ 認定医療法人認可前の相続税は6.8億円

CASE.05
相続発生前に認定医療法人・持分なしへ移行した場合

出資持分なし

認定医療法人



持分なしへ移行し1.4億円の相続税に！

長男で医師の新理事長が現金4億円を相続した。既に認定医療法人を活用し、持分なし医療法人へ移行済みのため、出資持分10億円の相続はなし。結果、相続税が1.4億円と他のケースに比べて最も低く、医療法人の運営も安定している。

※相続税はCASE.04とは異なり、現金4億円のみで計算されるため、税率も低くなる。

追加条件

- ① 法定相続人は医師の長男1人
- ② 相続は4億円の現金のみ
- ③ 出資持分の10億円はない



次は「認定医療法人制度」を活用した事例を紹介します

CASE.01からCASE.03では、医業承継対策を行わなかったために多額の税金が生じたり、医療法人の存続が危ぶまれる事例をご紹介しました。次のページのCASE.04とCASE.05では、認定医療法人制度を活用し、医業承継に成功した事例をご紹介します。



Summary

各パターン毎の納税額まとめ

事例	相続財産	相続税	医療法人 払戻金額	所得税 住民税	税金合計	備考
CASE1	出資持分…10億円 現金…4億円	長男医師 約4.3億円 次男非医師約 1.7億円	—	—	約6億円	遺留分侵害額請求によって、 長男医師から次男医師へ金 銭が移っても、相続税の総 額は変わらない。
CASE2	出資持分…10億円 現金…4億円	長男医師 約3億円 次男非医師 約3億円	10億円	次男非医師 約5億円	約11億円	長男医師の最終手取額 約△1億円 次男非医師の最終手取額 約4億円
CASE3	出資持分…10億円 現金…4億円	長男医師 約6.8億円	6億円	長男医師 約3億円	約9.8億円	長男医師の最終手取額 約2000万円
CASE4	出資持分…10億円 現金…4億円	長男医師 約2.2億円	—	—	約2.2億円	長男医師の最終手取額 約1.8億円
CASE5	出資持分…10億円 現金…4億円	長男医師 1.4億円	—	—	1.4億円	長男医師の最終手取額 2.6億円

モデル定款の比較

項目	持分あり医療法人	持分なし医療法人
出資持分払戻請求権	第9条 社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。	なし
残余財産の帰属先	第34条 本団が解散した場合の残余財産は、払込済出資額に応じて分配するものとする。	第44条 本団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。 (1) 国 (2) 地方公共団体 (3) 医療法第31条に定める公的医療機関の開設者 (4) 都道府県医師会又は郡市区医師会（一般社団法人又は一般財団法人に限る。） (5) 財団たる医療法人又は社団たる医療法人であって持分の定めのないもの

Simplified chart

参考 相続税額早見表

(単位：万円)

課税価格	配偶者あり			配偶者なし		
	子供1人	子供2人	子供3人	子供1人	子供2人	子供3人
1億円	385	315	262.5	1,220	770	630
2億円	1,670	1,350	1,217.50	4,860	3,340	2,460
3億円	3,460	2,860	2,540	9,180	6,920	5,460
4億円	5,460	4,610	4,155	1億4,000	1億0,920	8,980
5億円	7,605	6,555	5,962.50	1億9,000	1億5,210	1億2,980
6億円	9,855	8,680	7,837.50	2億4,000	1億9,710	1億6,980
7億円	1億2,250	1億0,870	9,885	2億9,320	2億4,500	2億1,240
8億円	1億4,750	1億3,120	1億2,135	3億4,820	2億9,500	2億5,740
9億円	1億7,250	1億5,435	1億4,385	4億0,320	3億4,500	3億0,240
10億円	1億9,750	1億7,810	1億6,635	4億5,820	3億9,500	3億5,000
11億円	2億2,250	2億0,185	1億8,885	5億1,320	4億4,500	4億0,000
12億円	2億4,750	2億2,560	2億1,135	5億6,820	4億9,500	4億5,000
13億円	2億7,395	2億5,065	2億3,500	6億2,320	5億4,790	5億0,000
14億円	3億0,145	2億7,690	2億6,000	6億7,820	6億0,290	5億5,000
15億円	3億2,895	3億0,315	2億8,500	7億3,320	6億5,790	6億0,000
20億円	4億6,645	4億3,440	4億1,182.5	10億0,820	9億3,290	8億5,760

※課税価格＝相続財産－債務・葬式費用
 ※＜配偶者あり＞の場合は、配偶者の税額軽減を法定相続分まで活用するものとして計算
 ※子どもはすべて成人とする

 本郷メディカルソリューションズ株式会社

〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー28階
TEL. 0120-016-705 [受付時間：9時00分～17時30分] / URL. <https://www.ht-hms.co.jp/>

Nov. 300-24